

# 未 定 稿

## 福岡県犯罪被害者等支援条例(仮称)案逐条

### 第一章 総則

#### (目的)

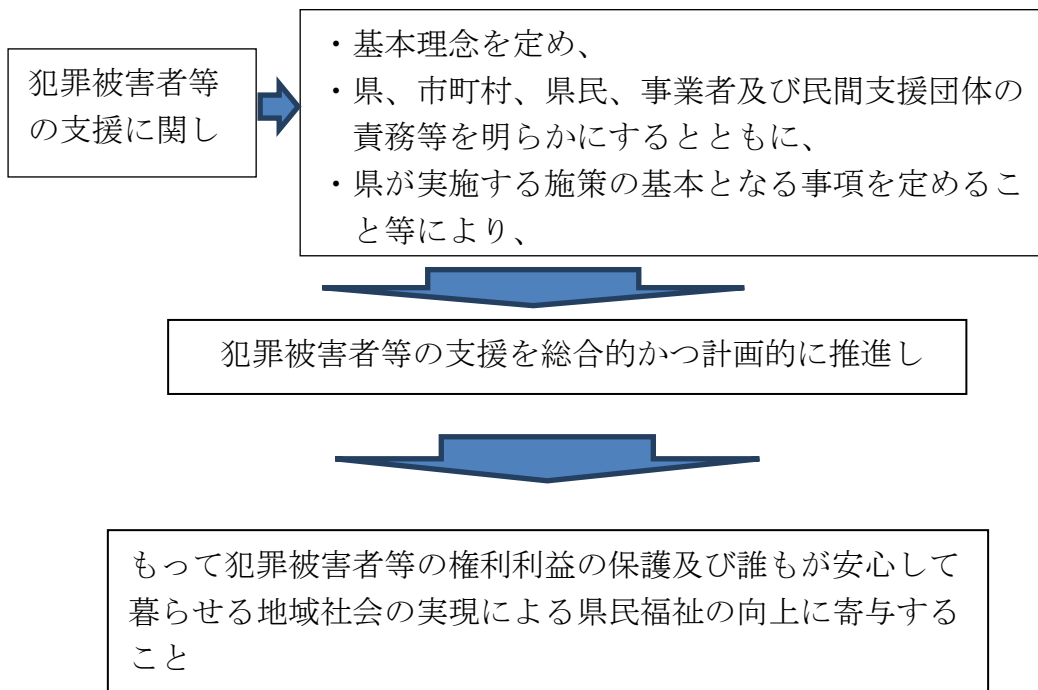
第1条 この条例は、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

《犯罪被害者等基本法(以下「基本法」という。)

#### (目的)

第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

【説明】 本条の構成は、次のとおり。



を目的とする。

- この条例に定める事項と条例の運用の方針、この条例によって実現しようとする目的及び守るべき価値（法益）を規定している。
- 県の条例であることから、犯罪被害者等の個人的権利の保護だけではなく、県民全体にとっての公益である「安心して暮らせる地域社会の実現」、「県民福祉の向上」を目的に付加した。
- この条例は、犯罪被害者等の「支援」に関する基本条例として制定するものであり、「犯罪の防止」=県民(一般)の安全確保の施策に関する規定は基本的に他の法令(福岡県安全・安心まちづくり条例等を含む。)に委ねていることから、目的に「安全(の確保)」は掲げていない。

ただし、支援施策(目的ではなく手段)の一つとして第17条で犯罪被害者等の「安全の確保」について規定しており、局面は限られるが、この規定は、(再)犯罪の防止のための施策の一つとしても機能すると思われる。
- なお、反復性、再犯性が高い犯罪等の類型については、犯罪防止及び被害者等の支援それぞれについて特段の配慮や施策が必要になると思われることから、本条例とは別に、これらの犯罪等の防止と被害者支援等に関する特別法としての条例の制定を予定している。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者又は一般の県民、事業者等の偏見、無理解等による心ない言葉や行動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 県民、犯罪被害者等又は犯罪被害者等の支援に関する経験若しくは識見を有する者等によって構成され、本県において犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する民間の団体をいう。

### 《基本法》

#### (定義)

第2条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穩な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

### 《大分県条例》

「二次的被害」 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害を言う。

### 【説明】

- 「犯罪被害者等」の定義上、県民に限定している条例もあるが、本案では本県内で被害に遭遇した他県在住の被害者も対象となるよう定義している（ただし支援の範囲には自ずと限界が生じる。）。被害遭遇直後からの支援が重要であり、その場面では、県民か否かで区別することは適当ではないからである。
- 「犯罪被害者等」として本条例に基づく支援を受けるためには、「犯罪等による被害」が発生したと認め捜査機関が捜査に着手すること、客観的な事実及び法律

問題の専門家その他犯罪被害者等の支援に精通している者の意見を踏まえ、県において、犯罪等により「害を被った」者とその家族又は「害を被った」者の遺族であると判断できることが必要である。

- 犯罪被害者等基本法は「犯罪被害者等のための施策」を定義しているが、その定義中の後段「犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため(の施策)」は国の役割であり、本条例では規定していない。また、前段の「犯罪被害者等(の)支援」に関する部分についても、法の定義は特に範囲を限定する趣旨ではなく、その内容も基本理念以下の規定で明らかにしていることから、特に定義する必要はないと思われる。
- 法に倣い「支援」に限定して次のように定義している県もあるが、通常は略称規定で処理する程度のものにすぎないし、本条例案では、その内容を第3条第3項において基本理念として規定している。

**【規定例】**

「犯罪被害者等支援」 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。

- 大分県の「二次的被害」の定義中「周囲の」は多少曖昧であり、また、二次的被害の加害者は必ずしも被害者等の「周囲」の人々に限られないことから、本案のように具体的に規定。

- 二次的被害の規定を整理すると次のとおりである。

<加害行為>

犯罪被害者等に接する行政若しくは司法機関の職員その他の関係者 又は一般の県民、事業者等 の偏見、無理解等による心ない言葉や行動
---

インターネットを通じて行われる誹謗中傷
---------------------

報道機関による過剰な取材
--------------

 等

<被害内容>

精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失
-------------------------------------

 等

- 他県条例では「民間支援団体」を「犯罪被害者等の支援を行うことを目的として継続的に活動する団体をいう。」と広く定義している。しかし、これでは構成

員や活動の場所等の実態も不明で、本条例で一定の役割を期待する団体としては相応しくない団体まで含まれてしまう恐れがある。

- そこで、本案の定義では、条例で位置づける団体について、想定する典型的な構成員等と当該団体が本県で継続的な活動を行っていることを要する旨を明示している。しかし、構成員は例示であり(「又は」で結び、最後に「等」を付している。)、**「被害者等」**や**「経験者」**又は**識見者(専門家)**を構成員としない団体が全て排除されるわけではない。
  
- なお、「犯罪に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」には、セクシャルな又はパワーによるハラスメント、ストーキング、いじめ、虐待、DV等、既に法令で一定の対策が講じられているものも定義上は含まれる。  
そこで、本条例による施策と法令に基づく施策が重複する場合は、法令による施策が優先的に適用され、法令の隙間や不十分な点について本条例による施策の適用の余地があるという関係になる。
  
- これらは、相談等の窓口で整理・案内を行い、十分に説明をした上で、それぞれの専門の窓口につなぐ必要がある、犯罪被害者等の支援に精通した者や弁護士等の法律問題の専門家の役割が重要となる。
  
- また、これらの類型は、一つ一つの行為はそれほど重大な権利侵害になっていなくても、繰り返し行うことで、全体として重大な犯罪とみなされる反復型の犯罪又は犯罪類似(近接)行為である。このため、行政的介入を有効に使う、重大な権利侵害に発展する前に抑制することが必要であり、前述のとおり本条例とは別に、これらの行為の抑制(これらの行為の被害者等に対する支援としても重要な意義を持つ。)に関する条例の制定が必要である。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、全ての犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害又は二次的被害の状況及び原因その他の犯罪被害者等が置かれている生活環境その他の状況に応じて適切に対応することを旨として推進されなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、早期に犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう、被害発生時から犯罪被害者等の立場に配慮した適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものが相互に連携を図り、協力することにより円滑に実施するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを旨として推進されなければならない。

### 《基本法》

#### (基本理念)

第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

### 【説明】

○ 基本法に準じて規定しているが、第4項は基本法第7条の規定の趣旨を踏まえて基本理念に取り込んだものである。

なお、この理念を具体化するために実施すべき施策については、本案の第9条で規定している。

### 《基本法》

#### (連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

### **(県の責務)**

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

#### 《基本法》

##### (国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 【説明】

- 現在、県は、民間支援団体である「公益財団法人福岡犯罪被害者支援センター」に対して、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」と「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営を業務委託し、犯罪被害者等の支援に取り組んでいる。このような協働の形も役割分担による犯罪被害者等支援施策の実施方法のひとつといえる。
  
- 以下、第8条までは、本条例で位置づけられた各主体の責務又は役割を規定している。

### **(県民の責務)**

第5条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮して行動するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

#### 《基本法》

##### (国民の責務)

第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体を実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

### **(事業者の責務)**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減を図り、又はその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、当該犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めなければならない。

### **《大分県条例》**

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。

#### **【説明】**

- 犯罪被害者たる被雇用者の通院等のための休暇は一般的に認められるが、捜査協力や裁判傍聴について認めない事業所が多いという実態があることから、2項においてこれらの事情への配慮義務を明記した。

### **(市町村の責務等)**

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援施策を策定し、及び実施する上で必要となる情報の提供及び助言その他の支援を行うものとする。

### **《基本法》**

#### **(地方公共団体の責務)**

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **《大分県条例》**

#### **(市町村の役割等)**

第8条 市町村は、地域の状況に応じた犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。



2 県は、市町村が犯罪被害者等の支援を行うために必要な情報の提供及び助言その他の協力を  
行うものとする。

**【説明】**

- 本条第1項では、基本法により市町村に課せられた責務と同趣旨の内容を確認  
的に規定するとともに、県が実施する施策に対する協力を努力義務とした。  
また、このことから、見出しには法と同じ「責務」の用語を用いた(「等」は、  
協力義務と2項の県の義務に関する規定を指す。)
  
- 第2項では、第1項の責務の遂行と県への協力に実効性を持たせるため、県の  
支援計画に即して実施される市町村の取組に対し、その内容に応じた適切な支援  
を行うべきことを規定した。
  
- 基本法により市町村自身も取組の義務を負っていることから、第一義的には市  
町村が主体的に取り組むべきであるが、特に専門的な知見、技術的、体制的な面  
等では県の支援が必要になると考えられる。

**(民間支援団体の役割等)**

第8条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専  
門的な知識又は経験を生かし、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施す  
る犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

**《大分県条例》**

**(民間支援団体の責務)**

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び  
経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等の支援に関する  
施策に協力するよう努めなければならない。

**【説明】**

- 民間支援団体は、当該団体が公益法人等の場合にその活動内容について法令に  
よる指導監督を受けることは別として、基本的には、「支援」を責務としてではな  
く自主的に行う存在である。しかし、犯罪被害者の支援に関する施策の実施にお  
いて重要な役割を担うことが期待されることから、本条例においてその「役割」  
を明示した。  
なお、団体の個々の構成員が県民の場合には、それぞれ県民としての責務を負  
うことは当然である。
  
- また、団体自体にも、県民や事業者と同様に県の施策への協力(努力)義務を課

しているが、この点はやはり「役割」というよりは「責務」がふさわしいことから見出しには「等」を付している。

### (総合的支援体制の整備)

第9条 県は、国の関係機関、市町村、民間支援団体その他犯罪被害者等の支援に関わるものと緊密に連携し、相互に協力して犯罪被害者等の支援を推進するための体制を整備するものとする。

2 前項の体制を整備するに当たっては、犯罪被害者等がいずれの団体又は機関に支援を求めた場合においても同様に、必要とする支援が受けられるものとするよう努めるものとする。

3 県は、犯罪被害者等の支援のために必要な範囲において、他の都道府県と情報の共有その他の連携に努めるものとする。

### 《基本法》

#### (連携協力)

第7条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

### 【説明】

- 第3条第4項の基本理念にのっとり、実効性をもって関係機関等が連携して犯罪被害者等の支援に当たる体制の整備について規定している。
- なお、「その他犯罪被害者等の支援に関わるもの」として想定しているのは、県弁護士会や臨床心理士会等であり、協定等の締結によって具体的な連携・協力の内容を明確にしておくことが望ましい。
- 国の「犯罪被害者等基本計画」では、「地方公共団体における総合的対応窓口」の設置を要請しているが、本条では、このことを前提として、県や市町村が設置した「総合的対応窓口」や未設置市町村の犯罪被害者等施策の窓口となる部局がネットワークとして連携・協力して犯罪被害者等を支援する「体制」の整備を求めている。
- この体制のあり方については、「福岡県犯罪被害者支援協議会」等の犯罪被害者等の支援に関わる様々な団体・機関によって構成された協議機関の協議の下に、支援計画に定められることになる。

- 具体的には、例えば、県内各地域や各市町村に対応窓口（県レベル又は地域レベルの「総合的対応窓口」や各市町村の犯罪被害者等支援窓口）の整備を進め、県、（公社）福岡県犯罪被害者支援センター、県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会等の専門的・技術的支援の下に、各窓口が定期的な情報交換、対応事例・経験、課題等の共有のための会議、共同研修等や専門職の共同設置等を行うことにより、犯罪被害者等がどの窓口にも相談に行っても、必要な支援が等しく受けられるようにすること等が想定される。
- 第3項は、広域的な犯罪等の場合や犯罪被害者等が転居、移動等を行った場合においても、（本人がそれを望むことが当然の前提となるが）関係する都道府県が情報を共有し、支援に切れ目がないようにするべきことを規定している。

#### （犯罪被害者等の支援に関する計画）

第10条 県は、第4条の規定に基づき犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等の支援に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害者等の支援に関する基本方針
- (2) 犯罪被害者等の支援に関する具体的施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町村及び前条第1項の規定により連携・協力する民間支援団体の意見を聴くとともに、次に掲げる事項について、県議会の議決を経るものとする。

- (1) 前項第1号の基本方針
- (2) 前項第2号の具体的施策のうち、基本的なものに関すること。

4 県は、支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、支援計画の変更について準用する。

#### 《基本法》

##### （犯罪被害者等基本計画）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

#### 【説明】

- 県では、現在、「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針(平成25年3月/平成29年4月改定)」を策定し、そこでは、犯罪被害者等の状況を踏まえた取組の基本方針4項目と3つの重点課題並びに3つの取組方針を明らかにしている。  
また、この指針には、現在県が既の実施している施策と今後の施策の方針が資料として添付されている。
- 本条例では、これを一步進め、本条例の規定を具体化する県の取組に関する基本方針と基本方針に基づいて県が今後実施する「具体的施策」等を定めるとともに、その手続等も規定している。  
なお、このような具体性を持った内容となることから、「計画」という用語を使用することとした。
- 支援計画は、その案についてパブリックコメントを行い、市町村や第9条に定める連携体制に組み込んでいる民間支援団体(したがって、犯罪被害者等の支援について経験と実績を積んでおり、意見を聴く手段も確立している団体と考えられる。)に対しても意見照会を行い、その結果を反映させた議案により県議会の議決を求めることになる。

#### (財政上の措置)

第11条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 《基本法》

##### (法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### 【説明】

- 本条例の財政面の裏付けに関する努力義務を規定している。

#### (実施状況の公表)

第12条 県は、毎年度、県が実施した犯罪被害者等支援施策の状況を公表するものとする。

《基本法》

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告書を提出しなければならない。

【説明】

- 支援計画の実効性を担保する措置を規定する。なお、実施状況を簡潔に明らかにする趣旨から、公表するのは、支援計画に定められた全ての事項の状況ではなく、基本的に県が「実施した」施策の状況とした。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第13条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪等による被害の発生時から、市町村とも連携し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 県は、前項の相談並びに情報の提供及び助言のため必要があると認めるときは、支援計画に定めるところにより、法律、保健医療等に関するそれぞれの専門家又は犯罪被害者等の支援に精通している者を紹介し、又は派遣する等の施策を講ずるものとする。

《基本法》

(相談及び情報の提供等)

第11条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

【説明】

- 犯罪被害者の援助に精通している者は、もちろん相談等の相手としてふさわしいが、被害者等が相談をしたい事項は、民事、刑事の法律問題、医療問題等、幅広い事項にわたる。また、これらの事項に係る相談に応ずる専門家も被害者等の支援について豊富な経験を有し、精通していることが望ましいと考えられるが、一方で、犯罪被害者等が「支援に精通している」ことよりも「相談事項に精通していること」や人柄を重視することも想定されることから、専門家については「精通している」との要件は設定していない。

### (損害賠償の請求についての支援)

第14条 県は、犯罪等による被害に係る損害賠償請求の適切かつ円滑な実現を図るため、支援計画に定めるところにより、殺人及び支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等に係る犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に関し、犯罪被害者等の状況を踏まえ、必要かつ適切な援助に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 《基本法》

##### (損害賠償の請求についての援助等)

第12条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

- 主たる生計維持者を殺人事件で失った遺族や傷害事件等による心身の重い後遺障害により就労が困難となった被害者は、本条例の他の規定による支援があっても、被害の回復・軽減は不可能であり、平穏な生活を取り戻すことも極めて困難である。  
そこで、犯罪被害者等がその回復困難な損害の賠償を加害者側に請求しようとしても、まず、損害賠償請求訴訟の費用（印紙代、弁護士費用等）の問題に直面し、勝訴判決を得ることができても、加害者側の弁済能力や弁済意思の欠乏（所在不明になる事例も含む。）により、現実に賠償を受けることができる事例は少ないのが実情である。  
さらに、勝訴判決で得た損害賠償請求権にも時効の規定が適用され、請求権を維持するためには時効前に再び訴訟提起が必要となる。
- そこで本条は、これらの犯罪被害者等が抱える困難を緩和し、損害賠償請求訴訟の目的達成に少しでも寄与するような援助に関する施策を講ずることを県に求めている。
- 対象となるのは民事訴訟で損害賠償を請求しようとする殺人又は支援計画に定める心身に重大な損害を与える犯罪等の犯罪被害者等である。  
「心身に重大な損害を与える犯罪等」の具体的な範囲は支援計画で定めることになるが、重い後遺障害（身体的なものに限らず精神的なもの～PTSD～も含む。）が残るような傷害事件等が想定される。就労も困難となり、損害賠償請求権の実現の必要性が高いからである。

- 支援対象とするためには、「主観的な被害」ではなく、当該犯罪等について、犯人が検挙され、起訴されたこと等により、損害賠償請求権の存在と相手が客観的に明らかとなっていることが前提となる。
- なお、心身への重大な損害がなく経済的な損害のみの犯罪等は対象としていない。単なる窃盗や詐欺などは、被害の発生経緯、被害者等が置かれた状況や加害者側の状況等、殺人等とは大きく事情が異なっていることに加え、発生件数も膨大で、行政としての支援には限界があることを考慮したものである。
- 具体的な支援内容も支援計画で定めることになるが、損害賠償訴訟の遂行の段階では、既存の国の制度である法テラスの案内その他の情報の提供が、まず優先される（ただし、同制度の課題を踏まえた施策も検討の対象となる。）。時効の中断に関する法的支援も検討の対象となる。
- 「その他犯罪被害者等の状況を踏まえ（た）必要かつ適切な施策」とは、本条の対象となる犯罪被害者等で本条による支援を要する事案の件数及び内容、求められている支援の内容・程度の客観的な必要性、国との役割分担（県が実施する場合は、その必要性・合理性）、実施しようとする支援の所要経費、本県の財政状況等を総合的に勘案し、「必要かつ適切」と認められる施策との趣旨である。  
 なお、国において実施すべき施策についての制度要望も当然これに含まれる。

### **（経済的負担の軽減）**

第15条 県は、犯罪被害者等が受けた被害に起因する経済的負担の軽減を図るため、支援計画で定めるところにより、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

#### 《基本法》

（給付金の支給に係る制度の充実等）

第13条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

- 既存の各種制度に関する正確な情報を、犯罪被害者等の状況に配慮し、丁寧に説明することが基本となる。

### (心身に受けた影響からの回復)

第16条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等の心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の場合において、犯罪被害者等が年少者であるときは、通学する学校、入所する施設等の管理者は、当該犯罪被害者等に対し発達段階に応じた特別の配慮を行うよう努めるものとする。

3 県は、前項の学校又は施設等の管理者に対し、児童心理等に関する専門家の助言が受けられるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 《基本法》

##### (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

- 学校に通い、又は養護施設等に入所した年少者は、当該施設の中で一人で犯罪被害等により受けた心理的外傷等と立ち向かわなくてはならないことから、周囲の関係者には特段の配慮と専門家の助言に基づく適切な対応が求められる。

### (安全の確保)

第17条 県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続、少年法（昭和23年法律第168号）第3条の審判の手続等に証人等として関与する場合における特別の配慮、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 《基本法》

##### (安全の確保)

第15条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。



**【説明】**

(一時保護等の用語の定義や一時保護を拒んでいる場合の対応など、さらに精査が必要)

**(居住の安定等)**

第18条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図るため、支援計画に定めるところにより、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供（特別の事情があるときは広域的な提供を含む。）その他の必要な施策を講ずるものとする。

《基本法》

(居住の安定)

第16条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

**【説明】**

○ 広域的な提供とは、県外における公的な住居の提供を意味している。

**(雇用の安定等)**

第19条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに職場における二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について事業者の理解を深める広報、啓発等を行い、その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪被害者等を雇用する事業者が求めるときは、第13条の規定に準じて、事業者の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

《基本法》

(雇用の安定)

第17条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずる。

**【説明】**

○ 事業者に責務を課していることから、その理解を深めるための施策が、まず不可欠である。

- さらに、職場における二次被害を防止するための取組について、事業者の要請があれば、専門家を派遣し、助言するといった施策も考えられる。

#### (日常生活の支援)

第20条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、支援計画に定めるところにより、病院等への付添い、家事、育児、介護等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 《大分県条例》

##### (日常生活の支援)

第15条 県は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、病院等への付き添い、育児等に係る援助その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

- 介護世帯にも支援が必要であり、「育児等」の「等」では読みにくいことから、特に明記している。

#### (県民の理解の増進)

第21条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について県民の理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないようにするとともに、二次的被害を防止するため、支援計画に定めるところにより、広報、啓発、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 《基本法》

##### (国民の理解の増進)

第20条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

- 様々な二次的被害を防止するためには県民一般に対する広報、啓発の取組が必要である。また、学校等における教育も重要である。
- さらに、犯罪被害者等の居住の安定を実効性のあるものとするためには、犯罪被害者等が住む地域コミュニティの理解が不可欠であるが、地域活動として犯罪

被害者等を支える取組を促進することで、その理解も広がることが期待される。

### (人材の育成)

第22条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、支援計画に定めるところにより、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものの職員等に対する研修の実施その他の必要な施策を講じ、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成に努めるものとする。

2 前項の人材の育成は、この条例の目的、基本理念及び二次的被害の防止その他のこの条例に定める犯罪被害者等の支援に関する施策の意義について理解を深めさせることを基本として行うものとする。

#### 《大分県条例》

##### (人材の育成)

第21条 県は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、犯罪等被害者の支援が適切に行われるようにするため、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に係るものの職員等に対する二次的被害の防止に係る研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

○ 基本法にはないが、他県と同様に規定する。ただし、2項は、人材の育成における方向性又は研修等の内容の基準を明示する趣旨で独自に規定。

### (民間支援団体に対する支援)

第23条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等の支援に関する情報の提供若しくは助言又は支援に従事する者が支援活動に伴い心身に被害を受けることを防止するための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 《基本法》

##### (民間の団体に対する援助)

第22条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

**【説明】**

- 民間支援団体と連携・協力するためには、犯罪被害者等の承認が前提となるが、情報の提供、共有が必要となる。
- しかし、一方、犯罪被害者等の秘密の保持も不可欠であることについては、第25条に規定した。

**(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)**

第24条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る事件若しくは事故の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、専門的知識又は技能を有する職員を配置し、又は関係機関に協力を求める等、必要な施策を講ずるものとする。

**《基本法》**

**(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)**

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

**【説明】**

- 交通事故等に関する捜査等も含まれることを明確にした。

**(個人情報等の適切な管理)**

第25条 県は、犯罪被害者等及び関係者の個人情報その他適切な管理を要する情報の取扱いの方法等を定め、その職員に遵守させるとともに、市町村、民間支援団体等との連携・協力のためこれらの情報を提供するときは、その職員、構成員等に当該情報を適切に取り扱わせるための措置を講ずるものとする。

**【説明】**

- 犯罪被害者等に関する情報が不適切に扱われ、加害者側等に知らされる事例が多発している。

- そこで、法令上の守秘義務の有無に関わらず、犯罪被害者等及びその他の関係者の個人情報や第18条の規定による提供を予定している住居等の場所など、部外秘とするべき情報の適切な管理が必要であること及びその方法について規定した。